

# 特定非営利活動法人阿佐谷ワークショップ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人阿佐谷ワークショップいう。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区阿佐ヶ谷北二丁目十五番四号

大和阿佐谷ビル 201号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、①講演会、サークル活動等を通じて地域活性化の為の文化活動をする。②地域連帯を強める為の地域の人たちの交流の場を設ける。

③地域に花と緑を増やす活動を地域の皆様と協力して行う。

④知識や技能の向上を志す人や起業を考えている人を支援する。

(活動に係る事業の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

①講演会・展示会・各種イベントの開催

- ②地域の各種文化活動への人的、物的支援
- ③地域の皆様が行う文化活動の為に使用するスペースの確保と整備。
- ④出来るだけ多くの花の苗を育て、花と緑あふれる街づくりに貢献する。
- ⑤起業を支援するボランティアを集め、起業相談所を運営する。
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会員

(種別)

### 第5条

この法人の会員は次の二種類とする。

- ①正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- ②賛助会員 この法人の事業を支援する個人及び団体とする。

(入会)

第6条 正会員、賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を

理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき。団体にあつては解散したとき。

(2) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告しても

それに応じず、理事会において退会と決議したとき

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類別)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

3 理事及び監事は、兼任することはできない。

4 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 2名

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたとき

は、その職務を代行する。

4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は東京都知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とす

る。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の決議にもとづいて解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 17 条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とする

ことができ、その他の役員は無給とする。

2 前項の有給の役員の員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、この法人の運営に関する以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更。

(2) 解散。

(3) 合併。

(4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更。

- (5) 事業報告及び活動決算の承認。
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬。
- (7) 入会金及び会費の額。
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 事務局の組織及び運営。
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 4 号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定によって監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総

会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員数の過半数の出席により成立する。

(総会の議決)

第25条 総会における決議事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され

た事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の機能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって  
招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 31 条 理事長は前項第 2 号及び第 3 号の請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事 1 人以上が、署名押印しなければならない。

第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第 33 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に掲載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 34 条 その法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 35 条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 36 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 37 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 38 条 第 37 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益支出をすることができる。

2 前項の収益支出は、新たに成立した予算の収益支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 39 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会において承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 40 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

## 第7章 事務局

(事務局の設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第43条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。

- 2 事務局は毎年度初めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌翌事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち全事業年度において報酬を受けたことが

あるもの全員の氏名を記載した書面

(4) 全事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名及び住所または居所

を記載した書面

(閲覧)

第44条 正会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、

これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者

の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議。

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。

(3) 正会員の欠亡。

(4) 合併。

(5) 破産。

(6) 東京都知事による認証の取消し。

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の決議を経なければ  
ならない。

## 第9章 雑則

(公告)

第47条 この法人の公告は官報においてこれを行う。

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経  
て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

るものとする。

(1) 正会員

入会金 1,000 円 会費年額 12,000 円

(2) サポート会員

入会金 1,000 円 会費年額 12,000 円

(3) 賛助会員

入会金 5,000 円 会費年額 60,000 円

(4) 特別協賛会員

入会金 200,000 円及び/或いは人材・場所の提供

3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 12 月 31 日とする。

(1) 理 事 (住所または居所) (氏 名)

理事長 [redacted] 佐竹 徹

副理事長 [redacted] 沖二三郎

(2) 監 事 [redacted] 渡辺 純一

4 この法人の設立初年度の事業計画及び活動予算は、第 21 条第 4 号並びに第 39 条の

規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 19 年 12 月 31 日までとする。